○厚生労働省令第四十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十九条第二項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の十の見出し中「市町村」を「平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の市町村」に改め、同条中「当分の間」を「平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定について」に、「の適用については」を「を適用する場合においては」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条」を「第百十二条の二」に改める。

第三章第五節中第百十二条の次に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第百十二条の二　保険者は、被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額を当該被保険者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一　被保険者又はその被扶養者の氏名

二　療養を受けた年月

三　療養を受けた者の氏名

四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

五　被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額

六　保険者の名称

第百三十四条第一項中「及び第百十二条」を「、第百十二条及び第百十二条の二」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条の次に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第百五十五条の二　協会は、被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被保険者等」という。）が支払った医療費の額を当該被保険者等に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一　被保険者等の氏名

二　療養を受けた年月

三　療養を受けた者の氏名

四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

五　被保険者等が支払った医療費の額

六　保険者の名称

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の七」を「第三十二条の七の二」に改める。

第三章中第三十二条の七の次に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第三十二条の七の二　保険者は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一　世帯主又は組合員の氏名

二　療養を受けた年月

三　療養を受けた被保険者の氏名

四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

五　被保険者が支払った医療費の額

六　保険者の名称

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十二条の二」に改める。

第二章第三節第五款中第八十二条の次に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第八十二条の二　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一　被保険者の氏名

二　療養を受けた年月

三　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

四　被保険者が支払った医療費の額

五　当該後期高齢者医療広域連合の名称

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。